

送 付 書

平成28年 1月20日

朴 鐘 碩 様

(Fax. 045-871-5643)

107-0062 東京都港区南青山1-1-1新青山ビル西館1451区

西 綜 合 法 律 事 務 所

Tel. 03-3475-1641 Fax. 03-3475-1579

弁 護 士 富 田 美 栄 子



下記事件につき、下記書類を送付いたします。受領した旨を裁判所及び当職宛御連絡くださいますようお願い申し上げます。

【事件の表示】

東京地方裁判所民事第24部合議D係

平成26年(ワ)第2146号 原発メーカー損害賠償請求事件
当事者 原告 唯野久子 ほか
被 告 株式会社東芝 ほか

平成26年(ワ)第5824号 原発メーカー損害賠償請求事件
当事者 原告 長野 寛 ほか
被 告 株式会社東芝 ほか

【送付書類】

・弁論分離の上申に対する意見書

受 領 書

上記書類を受領いたしました。

平成 年 月 日

弁 護 士



東京地方裁判所民事第24部合議D係

御 中

(Fax. 03-3581-5444)

弁 護 士 富 田 美 栄 子

行

(Fax. 03-3475-1579)

平成26年(ワ)第2146号 原発メーカー損害賠償請求事件

原告 唯野久子 ほか

被告 株式会社東芝 ほか

平成26年(ワ)第5824号 原発メーカー損害賠償請求事件

原告 長野 寛 ほか

被告 株式会社東芝 ほか

弁論分離の上申に対する意見書

平成28年1月20日

東京地方裁判所民事第24部合議D係 御中

被告株式会社東芝訴訟代理人

弁護士	西	迪	雄
	向	井	千
	富	田	美 栄
	渡	邊	和
	小	林	幸
	吉	岡	雅



被告東芝は、原告唯野らの平成28年1月27日付け弁論分離の上申書に対し、次のとおり意見を申し述べる。

なお、略語については、従前の例による。

- 1 原告唯野らは、原告唯野らと原告朴らとの請求について、「争点が完全に異なるため、今後証拠関係も共通せず、併合審理によると、審理を無用に複雑化さ

せ、訴訟遅延の原因となる」などと述べて、両請求の弁論を分離するよう上申する。

- 2 しかしながら、被告東芝が、答弁書及び準備書面(1)において述べたとおり、原告唯野ら及び原告朴らの各請求は、いずれも原賠法の解釈に関わるものであり、具体的な事実審理をするまでもなく、認められる余地のないものであって、このことは、これまでに提出された主張及び書証によって明らかであるから、審理の複雑化や訴訟遅延を理由に、両請求の弁論を分離する必要性は、何ら存在しない。

結局のところ、両請求は、原賠法の法原則を無視して、同法によりその責任が制限された原発メーカーの責任を追及するというもので、いずれも、原賠法の合憲性を含む同法の解釈を主要な争点とするものであるから、両請求の弁論を分離することは、審理の重複を招来するものであり、裁判所及び被告らに無用な負担を強いるものといえるのである。

- 3 以上を要するに、原告唯野らと原告朴らの弁論を分離する必要性は何ら存在せず、弁論を分離することにより、かえって訴訟経済に反する結果となるから、裁判所におかれては、両弁論を分離することなく、速やかに弁論を終結の上、原告らの請求を排斥されるべきである。